

令和2年度

監査報告書(2)

桐生市監査委員

桐監発第2・15号
令和2年10月30日

桐生市長	荒木恵司様
桐生市議会議長	北川久人様
桐生市教育委員会教育長	柴崎隆夫様

桐生市監査委員	石井謙三
同	谷信良
同	周藤雅彦

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の基準

本監査は、桐生市監査基準（令和2年桐生市告示第1号）に準拠し、監査を実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に規定する定期監査（財務監査）

3 監査の対象

(1) 対象部局

教育部（総務課、学校教育課、生涯学習課、文化財保護課、図書館、学校給食中央共同調理場）

(2) 対象事務

令和2年4月1日から同年7月末日までの財務に関する事務。（一部過年度分を含む。）

4 監査の期間

令和2年8月20日から同年10月9日まで

5 監査の着眼点

次の事項に留意し監査するものとした。

- (1) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (2) 収入に係る手続き及び時期は適正か。
- (3) 違法、不当または不経済な支出はないか。
- (4) 契約に係る手続き及び契約内容は適正か。
- (5) 公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。
- (6) 前回監査時の指摘事項の改善はみられるか。

6 監査の主な内容

予算の執行状況等あらかじめ提出を求めた監査資料、その他、重点項目として使用料及び賃借料に係る関係書類、各節の関係書類等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査の結果

事務の処理状況について関係書類を調査した結果、決裁者区分の誤り、複写機賃借等における書類不備、契約を締結するまでの事務処理の誤り等いくつかの軽微な留意事項が見受けられた。その他書類の整備及び事務の処理状況についてはおおむね良好であった。

なお、留意事項については当該部局に文書で通知した。